

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
第3章 協定の締結手続き等 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 1～13 (略)	第3章 協定の締結手続き等 第6節の2 当社の光回線設備との接続に関する手続き (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第34条の4 1～13 (略) 14 当社は、1の光配線区域内で協定事業者が接続する光局外スプリッタの収容上限まで光信号分岐端末回線を収容していない場合は、当該スプリッタに光信号分岐端末回線を収容するものとします(収容の判断は、第2項に規定する提供可能時期に係る情報を回答する際又は第5項に規定する当社の準備が整う時期に係る情報を通知する際に行うものとします。)。ただし、次の各号に定める場合を除きます。 (1) 光局外スプリッタを収容する端子函又は光局外スプリッタの制限により、当該スプリッタへ新たな光信号分岐端末回線を収容できない場合 (2) 電柱の支障移転等により、光局外スプリッタの撤去が予定されている場合 (3) 電柱の土地所有者等の要望により、接続する光信号分岐端末回線に係る工事を当該電柱において行えない場合 (4) 接続申込者から要望がある場合 (5) その他当社の業務運営上支障がある場合 15 協定事業者は、当社が前項に規定する収容を行っていない場合は、当社に対し、収容上限まで光信号分岐端末回線を収容するよう求めることができるものとします。
第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第64条 1～3 (略)	第10章 料金等 第2節 接続料金の支払義務 (定額制の網使用料の支払義務) 第64条 1～3 (略) 4 協定事業者は、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第15項に規定する収容に変更した場合は、当社が同条第14項に規定する収容を行っていないことにより生じた光信号主端末回線等の網使用料の支払いを要しません。 5 (略)
4 (略) (網改造料の支払義務) 第66条 1～4 (略) 5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第3項及び第4項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。	(網改造料の支払義務) 第66条 1～4 (略) 5 前各項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第64条(定額制の網使用料の支払義務)第3項及び第5項を準用することとし、同条第3項中「定額制の網使用料」とあるのは「網改造料」と読み替えるものとします。

第4節 料金の計算及び支払い

（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）

第69条

1 （略）

2 当社は、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号若しくは第3号、第2項、第3項又は第66条（網改造料の支払義務）第5項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。

この場合において、第64条第3項又は第66条第5項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

第16章 雑則

（光回線設備等に係る情報の提供）

第99条の6

1～2 （略）

3 （略）

- (1) （略）
- (2) 光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標
- (3) （略）

第4節 料金の計算及び支払い

（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）

第69条

1 （略）

2 当社は、第64条（定額制の網使用料の支払義務）第1項第2号若しくは第3号、第2項、第3項、第4項又は第66条（網改造料の支払義務）第5項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。

この場合において、第64条第3項又は第66条第5項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

第16章 雑則

（光回線設備等に係る情報の提供）

第99条の6

1～2 （略）

3 （略）

- (1) （略）
- (2) 光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標
- (3) （略）

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1の もの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額
			(4) 保守の 区別がタイプ1-2の もの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額
						—

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

月額

区 分				単位	料金額	備考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	(略)
		ウ 1 芯 式 の もの	(7) 保守の 区別がタイプ1-1の もの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①C欄に規定する料金額
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ①D欄に規定する料金額
			(4) 保守の 区別がタイプ1-2の もの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する 料金	1回線ごとに	第6欄ア(7) ②C欄に規定する料金額
						—

				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,234円	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2～3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま。	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	6,292円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	6,292円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいい	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,185円	
				B 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,026円	

				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,100円	
				③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	5,898円	
				④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	4,998円	
(4)～ (4)-2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2～3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限りま。	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1回線ごとに	6,229円	
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1回線ごとに	6,229円	
(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1～3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものにより1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいい	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,117円	
				B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,961円	
				C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,863円	

		(イ) 光回線設備 接続モジュールにおいてフ ィルタを利用 しない場合	① 保 守の 区別 がタ イプ ー ーの もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,185 円	
				B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	3,026 円	
			② 保 守の 区別 がタ イプ ー ー2の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,185 円	
				B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	3,026 円	
			③ ① ②以 外の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,281 円	
			① 保 守の 区別 がタ イプ ー ーの もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,117 円	
				B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,961 円	
				C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,863 円	
				D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,426 円	
		(イ) 光回線設備 接続モジュールにおいてフ ィルタを利用 しない場合	② 保 守の 区別 がタ イプ ー ー2の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,117 円	
				B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,961 円	
				C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	2,863 円	
				D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線 ごとに	2,426 円	
			③ ① ②以 外の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線 ごとに	3,211 円	

				B 平成28年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,117 円	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成27年4月 1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947 円	—		
		② 平成28年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770 円			
		① 平成27年4月 1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947 円			
		② 平成28年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770 円			
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成27年4月 1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,947 円			
		② 平成28年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,770 円			

			B 平成29年4月 1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,050 円	
イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	C 平成30年4月 1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,949 円	—	
		D 平成31年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,499 円		
		① 平成28年4月 1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679 円		
		② 平成29年4月 1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,542 円		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	③ 平成30年4月 1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,455 円		
		④ 平成31年4月 1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,044 円		
	(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成28年4月 1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,679 円		
		② 平成29年4月 1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,542 円		

		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,031 円	
			② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,850 円	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,153 円		
		6Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,951 円		
		9Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,647 円		
		12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,285 円		
		15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,923 円		
		18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,619 円		
		21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,257 円		——

			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,455 円	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,044 円	
		(ウ) (7)(イ) 以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,755 円	
			② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,614 円	
			③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,525 円	
			④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,102 円	
(7)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する	端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,644 円		
		6Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,254 円		
		9Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,211 円		
		12Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,168 円		
		15Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,125 円		
		18Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,995 円		
		21Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,952 円		——

場合)		24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>11,895 円</u>	
		27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>12,591 円</u>	
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>13,229 円</u>	
		33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>13,925 円</u>	
		36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>14,563 円</u>	
		39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>15,201 円</u>	
		42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>15,897 円</u>	

場合)		24Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>15,909 円</u>	
		27Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>16,866 円</u>	
		30Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>17,736 円</u>	
		33Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>18,693 円</u>	
		36Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>19,650 円</u>	
		39Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>20,607 円</u>	
		42Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1 回線ごとに	<u>21,564 円</u>	

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、 す。)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別が タイプ1-1のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	光信号主端末回線 (光局外スプリッタを含むものに限り、 す。)により1芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別が タイプ1-1のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2-1-1-1第6欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

		イ 保守 の 区 別 が タイ プ １ － ２ の もの	(7) 平成27 年4月1日 から平成28 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,375円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。		
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。		
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金額に、518円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる518円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。		
			(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。		
				1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。		
			(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2－1－1－ 1第6欄イ(イ)欄 に規定する料金額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。		
			ウ アイ 以外	(7) 平成27 年4月1日 から平成28	1回線 ごとに	2,443円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。	
				イ 保守 の 区 別 が タイ プ １ － ２ の もの	(7) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2,175円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。
						1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
						1回線 ごとに	2－1－1－1 第6欄イ(イ)①欄 に規定する料金額に、511円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる511円のうち、498 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
(イ) 平成29 年4月1日 から平成30 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに				2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。		
	1回線 ごとに				2－1－1－1 第6欄イ(イ)②欄 に規定する料金額に、585円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる585円のうち、572 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。		
(ウ) 平成30 年4月1日 から平成31 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに				2－1－1－1 第6欄イ(イ)③欄 に規定する料金額に、515円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる515円のうち、504 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。		
ウ アイ 以外	(7) 平成28 年4月1日 から平成29				1回線 ごとに	2,237円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用し ます。	

		の もの	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、533円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる533円のうち、519 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成28 年4月1日 から平成29 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成29 年4月1日 以降に適用 する料金	1回線 ごとに	平成29年4月1 日以降に適用す る2-1-1-1 第6欄イ(ウ)欄 に規定する料金 額に、602円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる602円のうち、588 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
		の もの	年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)①欄 に規定する料金 額に、527円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる527円のうち、513 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(イ) 平成29 年4月1日 から平成30 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合 に適用します。
				1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)②欄 に規定する料金 額に、602円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる602円のうち、588 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。
			(ウ) 平成30 年4月1日 から平成31 年3月31日 まで適用す る料金	1回線 ごとに	2-1-1-1 第6欄イ(ウ)③欄 に規定する料金 額に、529円を加 算した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合 に適用します。また、 料金表通則の規定に かかわらず左欄に掲 げる529円のうち、518 円にのみ消費税相当 額を加算するものと します。

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額		
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	168 円		
		② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	152 円		
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	336 円		
		(イ) 平成28年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	304 円		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	312 円	—

2-1-1-2 加算料

区 分				単 位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額		
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額		
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額		
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)④欄に規定する料金額		
	(イ) 2-1-1-1 第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	185 円		
		② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181 円		
		③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	181 円		
		④ 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	169 円		
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370 円		
		(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362 円		
		(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	362 円		
		(エ) 平成31年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	338 円		
(2) 2-1-1-1 第2欄ウ	ア 光信号分岐端末回線に	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置す	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	484 円	—

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	321 円	
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	316 円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	316 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	325 円	
				A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	312 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	321 円	
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		① 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,947 円	—
				② 平成28年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,770 円	

欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	係る加算料	るものに限ります。)を利用するもの		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	484 円	
				③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	499 円	
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	489 円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	489 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	504 円	
				A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	484 円	
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	484 円	
				C AB 以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	499 円	
	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの		① 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,679 円	—
				② 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,542 円	
③ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金				1 光信号主端末回線ごとに	2,455 円		
④ 平成31年4月1日以降に適用する料金				1 光信号主端末回線ごとに	2,044 円		

		(イ) 保守の区別が タイプ１－２のもの	① 平成27年４月１日 から平成28年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,947 円	
			② 平成28年４月１日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,770 円	
		(ウ) (7) (イ) 以外の もの	① 平成27年４月１日 から平成28年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	3,031 円	
			② 平成28年４月１日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,850 円	

		(イ) 保守の区別が タイプ１－２のもの	① 平成28年４月１日 から平成29年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,679 円	
			② 平成29年４月１日 から平成30年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,542 円	
			③ 平成30年４月１日 から平成31年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,455 円	
			④ 平成31年４月１日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,044 円	
		(ウ) (7) (イ) 以外の もの	① 平成28年４月１日 から平成29年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,755 円	
			② 平成29年４月１日 から平成30年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,614 円	
			③ 平成30年４月１日 から平成31年３月31 日まで適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,525 円	
			④ 平成31年４月１日 以降に適用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,102 円	

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

2-1-1-2の2 複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区 分				単 位	料金額	備考
2-1-1-1第2欄ウに規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	(ア) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ア)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(7)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,375円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、518円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる518円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(7)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,175円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)①欄に規定する料金額に、511円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる511円のうち、498円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、585円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる585円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ以外のもの	(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,443円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、533円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる533円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、515円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる515円のうち、504円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		ウ アイ以外のもの	(7) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,237円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)①欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(イ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)②欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ウ) 平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に、602円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる602円のうち、588円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	------------------------	---------------	---	--

			(ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2-1-1-2第2欄イ(ウ)③欄に規定する料金額に、529円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる529円のうち、518円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
--	--	--	-----------------------------------	---------------	--	--

第2 網改造料

2 料金額

(略)

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = (\text{取得固定資産価額} - \text{当該設備の定率法による償却累計額}) \times \text{物品費} / \text{取得固定資産価額}$$

この場合において、取得固定資産価額は、2-1に規定する設備管理運営費エ(イ)と(オ)の合計とします。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)	(略)	(略)
	イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)

第2 網改造料

2 料金額

(略)

2-1の2 個別管理対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

(略)

(1) (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = (\text{取得固定資産価額} - \text{当該設備の償却累計額}) \times \text{物品費} / \text{取得固定資産価額}$$

この場合において、取得固定資産価額は、2-1に規定する設備管理運営費エ(イ)と(オ)の合計とします。

第2表 工事費及び手続費

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分		単 位	手続費の額	備 考
(1)～(25) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(26) 光配線区域情報調査費	第99条の6 (光回線設備に係る情報の提供) 第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア (略)	(略)	(略)
	イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	
	ウ (略)	(略)	(略)	(略)

第 4 表 光信号引込等設備に係る負担額
第 1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
2 負担額

区 分			単 位	負担額	備考
(1) 光 信号引 込等設 備維持 負担額	当社が 光信号 引込等 設備を 維持等 するた めに要 する負 担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	328 円	_____
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	332 円	
		① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	327 円	

別表 4 違約金
第 1 ～ 5 （略）
第 6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第 34 条の 13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第 4 項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して 1 年が経過する日までの期間に対応する、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄から 2－1－1－1 の 2 又は 2－1－1－2 の 2 を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年 1.17% の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2) ～ (3) （略）	(略)

第 4 表 光信号引込等設備に係る負担額
第 1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額
2 負担額

区 分			単 位	負担額	備考
(1) 光 信号引 込等設 備維持 負担額	当社が 光信号 引込等 設備を 維持等 するた めに要 する負 担額	(7) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	320 円	_____
		(4) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	324 円	
		① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号引込等設備が収容等されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	320 円	

別表 4 違約金
第 1 ～ 5 （略）
第 6 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区 分	違約金の額
接続申込者が、第 34 条の 13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第 4 項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して 1 年が経過する日までの期間に対応する、料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、2－1－1－1 第 6 欄イ欄又は 2－1－1－2 第 2 欄イ欄から 2－1－1－1 の 2 又は 2－1－1－2 の 2 を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（年 1.07% の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
(2) ～ (3) （略）	(略)

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1 ～ 3 （略）
（網使用料の算定に係る措置）

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで適用するものに限りま

す。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとし

ます。
5 （略）
（経過措置）
6 （略）
（1）適用

区 分	内 容
ア （略）	（略）
イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2－1－1－1 第 2 欄ウ欄又は附則第 4 項（1）網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に（2）端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第 4 項（1）網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ

（2）端末回線伝送機能
ア 基本料

月 額						
区 分			単 位	料金額	備 考	
端末回線伝送機能（第 5 条（標準的な接続箇所）第 1 項の表中第 1－3 欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものであって、分岐できる光信号分岐端末回線の数 が 4 を限度とするものに限り ます。）により 1 芯にて伝送を行う	(7) (イ) 以外の場合	① 保守の区別がタイプ 1－1 のもの	A 平成27年 4 月 1 日から平成 28年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	<u>2,958 円</u>
				B 平成28年 4 月 1 日以降に適用する料金	1 回線ご とに	<u>2,781 円</u>

附 則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）

1 ～ 3 （略）
（網使用料の算定に係る措置）

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで適用するものに限りま

す。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとし

ます。
5 （略）
（経過措置）
6 （略）
（1）適用

区 分	内 容
ア （略）	（略）
イ 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	料金表第 1 表（接続料金）第 1（網使用料）2（料金額）2－1－1－1 第 2 欄ウ欄又は附則第 4 項（1）網使用料イ(7)①欄に掲げる料金額に（2）端末回線伝送機能イ(7)欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、附則第 4 項（1）網使用料エ欄に掲げる料金額を組み合わせ

（2）端末回線伝送機能
ア 基本料

月額						
区 分				単 位	料金額	備 考
端末回線 伝送機能 （第 5 条 （標準的 な接続箇 所）第 1 項の表中 第 1－3 欄で接続 する 場 合）	光信号主 端末回線 （光局外 スプリッ タを含む ものであ って、分 岐できる 光信号分 岐端末回 線の数が 4 を限度 とするも のに限り ます。） により 1 芯にて伝 送を行う	(7) (イ) 以外 の場 合	① 保守 の区 別が タイ プ 1 － 1 のも の	A 平成28年 4 月 1 日から平成 29年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	<u>2,684 円</u>
				B 平成29年 4 月 1 日から平成 30年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	<u>2,547 円</u>
				C 平成30年 4 月 1 日から平成 31年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	<u>2,460 円</u>
				D 平成31年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	<u>2,049 円</u>

機能	② 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,958 円	
		B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,781 円	
	③ ①② 以外 の もの	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	3,042 円	
		B 平成28年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,861 円	
(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する	① 保守 の区 別が タイ プ1 ー1	A 平成27年4月 1日から平成 28年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,384円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	第2欄ア (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。

機能	② 保守 の区 別が タイ プ1 ー2 の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,684 円	
		B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,547 円	
		C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,460 円	
		D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,049 円	
	③ ①② 以外 の もの	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,760 円	
		B 平成29年4月 1日から平成 30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,619 円	
		C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,530 円	
		D 平成31年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	2,107 円	
(イ) 複数 年段 階料 金を 適用 する	① 保守 の区 別が タイ プ1 ー1	A 平成28年4月 1日から平成 29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	2,179円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。
			1回線ご とに	第2欄ア (7)①A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。

		場合 の もの			1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)①A欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				B 平成28年 4 月 1 日から平成 29年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します。
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)①B欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				C 平成29年 4 月 1 日以降に適 用する料金	1 回線ご とに	平成29年 4 月 1 日 以降に適 用する第 2 欄ア (7)①欄 に規定す る料金額 に、588 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 588円のうち、574円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
					1 回線ご とに	2,384円	接続開始日から、1 年 未満の場合に適用しま す。
				② 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 2 の もの	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します。
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額 に、517	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる
		場合 の もの			1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)①A欄 に規定す る料金額 に、512 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 512円のうち、499円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				B 平成29年 4 月 1 日から平成 30年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します。
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)①B欄 に規定す る料金額 に、588 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 588円のうち、574円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				C 平成30年 4 月 1 日から平成 31年 3 月31日 まで適用する 料金	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)①C欄 に規定す る料金額 に、516 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 516円のうち、505円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
					1 回線ご とに	2,179円	接続開始日から、1 年 未満の場合に適用しま す。
				② 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 2 の もの	1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1 年 以上 2 年未満の場合に 適用します。
					1 回線ご とに	第 2 欄ア (7)②A欄 に規定す る料金額 に、512	接続開始日から、2 年 以上 3 年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる

					円を加算した料金額	517円のうち、503円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成29年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		③①②以外のもの	A 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,452円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成28年4月1日から平成	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に
			B 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)②B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、574円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			C 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第2欄ア(7)②C欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		③①②以外のもの	A 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2,241円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1回線ごとに	第2欄ア(7)③A欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			B 平成29年4月1日から平成	1回線ごとに	第2欄ア(7)③B欄	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に

				29年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	に規定す る料金額	適用します。
						第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額 に、527 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 527円のうち、513円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				C 平成29年4月 1日以降に適 用する料金	1回線ご とに	平成29年 4月1日 以降に適 用する第 2欄ア(7) ③欄に規 定する料 金額に、 604円を加 算した料 金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

				30年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	に規定す る料金額	適用します。
						第2欄ア (7)③B欄 に規定す る料金額 に、604 円を加算 した料金 額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 604円のうち、590円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。
				C 平成30年4月 1日から平成 31年3月31日 まで適用する 料金	1回線ご とに	第2欄ア (7)③C欄 に規定す る料金額 に、530円 を加算し た料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 530円のうち、519円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。

イ 加算料

区 分				単 位	料金額	備 考
(7) 料 金表第1 表(接続 料金)第 1(網使 用料)2 (料 金 額)2ー 1ー1ー 1第2欄 ウ欄又は 附則第4 項(1) 網使用料 イ(7)① 欄に規定 する機能 に係る加 算料	光信号主 端末回線 (光信号 多重分離 機能のう ち、光信 号主端末 回線の最 大収容数 が8のも のと組み 合わせて 利用する ものに限 ります。) に係る加 算料	① ②以外 の場合	A 保守の 区別が タイ プ1ー1 のもの	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,958 円
				平成28年4月1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,781 円
			B 保守の 区別が	平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,958 円

イ 加算料

区 分					単 位	料金額	備 考
(7) 料 金表第 1 表(接続 料金)第 1(網使 用料)2 (料 金 額)2ー 1ー1ー 1第2欄 ウ欄又は 附則第 4 項(1) 網使用料 イ(7)① 欄に規定 する機能 に係る加 算料	光信号主 端末回線 (光信号 多重分離 機能のう ち、光信 号主端末 回線の最 大収容数 が 8 の も のと組み 合わせて 利用する ものに限 ります。) に係る加 算料	① ②以外 の場合	A 保守 の区 別が タイ プ 1 ー 1 のも の	平成28年4月 1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,684 円	
			平成29年4月 1 日から平成30年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,547 円		
			平成30年4月 1 日から平成31年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,460 円		
			平成31年4月 1 日以降に適用す る料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,049 円		
		B 保守 の区 別が	平成28年4月 1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,684 円		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

					した料金額	
B 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 ー 2 の も の	<u>平成27年4月1 日から平成28年 3月31日まで適 用する料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	2,384円	接続開始日から、1年 未満の場合に適用しま す。		
		1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。		
		1 光信号 主端末回 線ごとに	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額 に、517 円を加算 した料金額	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料 金表通則の規定にかか わらず左欄に掲げる 517円のうち、503円に のみ消費税相当額を加 算するものとします。		
		<u>平成28年4月1 日から平成29年 3月31日まで適 用する料金</u>	1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成 29年3月 31日まで 適用する 第2欄イ (7)①B欄 に規定す る料金額	接続開始日から、1年 以上2年未満の場合に 適用します。	
		1 光信号 主端末回 線ごとに	平成28年 4月1日 から平成	接続開始日から、2年 以上3年未満の場合に 適用します。また、料		

					に、516円を加算した料金額	
B 保 守 の 区 別 が タイ プ 1 ー 2 の もの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,179円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。		
		1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。		
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
		1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料		

					29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、512円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる512円のうち、499円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,452円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1 光信号主端末回線ごとに	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで適用する	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる531円のうち、517円に

					30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、588円を加算した料金額	金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる588円のうち、572円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①B欄に規定する料金額に、516円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる516円のうち、505円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		C AB以外のもの	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,241円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します
				1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円に

					第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、531円を加算した料金額	のみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、527円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる527円のうち、513円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日以降に適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1 光信号主端末回線ごとに	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、604円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる604円のうち、590円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで適用する第2欄イ(7)①C欄に規定する料金額に、530円を加算	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる530円のうち、519円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局 伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,760 円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,760 円		

					した料金額	
(イ) 附則第4項(1) 網使用料イ(7)② 欄に規定する機能に係る加算料	固定無線基地局 伝送路の追加に係る加算料	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085 円		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 固定無線基地局伝送路ごとに	10,085 円		

附 則（平成 28 年 7 月 27 日西設相制第 5 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 27 日から実施し、料金表（第 2 表（工事費及び手続費）に係るものを除きます。）、別表 4（違約金）、附則（平成 26 年 4 月 9 日西設相制第 116 号）及び第 2 項から第 5 項までに係るものについては、平成 28 年 4 月 1 日に遡及して適用します。また、第 6 項に係るものについては、平成 32 年 3 月 31 日までの間に限り適用するものとします。

（網使用料の算定に係る措置）

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値（平成 27 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 27 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 27 年度に係るものに限りです。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えてそれ以降に適用される網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで適用するものに限りです。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（光信号主端末回線の接続料の一部支払延期）

6 光信号主端末回線と接続している協定事業者（当該接続に係る接続申込者を含みます。以下この附則において同じとします。）は、各事業年度に適用する端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 6 欄イ(イ)欄に掲げる 1 回線あたりの料金額と 2-1-1-2 第 2 欄ア(7)②欄に掲げる 1 光信号分岐端末あたりの料金額の合計（以下この附則において「基準接続料」といいます。）が各事業年度の前事業年度に適用した基準接続料に比して上昇した場合、光信号主端末回線の接続料の一部支払延期（以下この附則において「支払延期」といいます。）を、当該事業年度に適用する光信号主端末回線の接続料に係るこの約款の改正規定の実施日から 1 ヶ月後（当該接続に係る接続申込者については、当該事業年度における光信号主端末回線の接続料に係る接続約款の改正規定の実施日の 1 ヶ月後又は光信号主端末回線の接続開始日を含む月の末日のいずれか遅い日とします。）ま

でに、当社に申込むことができます。

- 7 当社は、前項に規定する申込みがあったときは、協定事業者が当該事業年度の初日において現に支払延期を行っている場合を除き、承諾します。
- 8 協定事業者（前項の承諾を受けた協定事業者をいいます。以下この附則において同じとします。）が支払延期を行う期間（以下この附則において「支払延期期間」といいます。）は、当該事業年度の初日（当該接続に係る接続申込者については、光信号主端末回線の接続開始日）から協定事業者が支払延期額（支払延期により当社が一時的に支払いを猶予している金額をいいます。以下この附則において同じとします。）及びそれに係る利息（各事業年度に適用する実績原価方式の接続料の算定に用いる、当社の有利子負債に対する利子率により計算するものとします。以下この附則において同じとします。）の全部を当社に支払うまでとします。
- 9 当社は、支払延期期間において、協定事業者が接続する全ての光信号主端末回線（ただし、複数年段階料金を適用しているものを除きます。以下この附則において同じとします。）を支払延期するものとします。
- 10 協定事業者は、支払延期期間の各暦月において、光信号主端末回線（前項で支払延期の適用を受けたものをいいます。）の接続料の総額から、以下の各号の金額を加算又は減算した金額を支払うものとします。
- (1) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して上昇した場合
当該事業年度の基準接続料から支払延期開始の前事業年度の基準接続料を差し引いた接続料（ただし、差し引いた割合は、2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に掲げる1回線あたりの料金額における電柱・土木設備に係る実績原価の割合を超えないものとします。）に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を減算
- (2) 当該事業年度の基準接続料が支払延期開始の前事業年度の基準接続料に比して低下した場合
支払延期開始の前事業年度の基準接続料から当該事業年度の基準接続料を差し引いた接続料に、前月末時点と当月末時点の光信号主端末回線数を合計して2で除したものを乗じた金額を加算
- 11 協定事業者は、支払延期期間に全ての光信号主端末回線の接続を終了した場合は、支払延期額及びそれに係る利息の全部を当社に支払うことを要します。